

社労士國本の一曰一生(笑~勝~翔)



1. 冬場の健康をインターネットでチェック！

医療機関受診の目安に

病気予防や健康維持のためのインターネット専用サイトが充実しています。

冬も本番となり、体調を崩す人も多い季節になりました。症状をチェックして医療機関での受診の目安にしたり知識を深めたりと、寒い冬を元気に乗り切るヒントを得られる専用サイトを活用してみてもいいでしょうか。

サイトの紹介

(1)「健康知識測定サイト」(東京商工会議所)

運動、食事、生活習慣などの5分野で問題に挑戦することができ、合格すれば「健康知識マスター」に認定されます。マスターは、スポーツクラブの無料券や健康茶などのプレゼントに応募できる特典もあるようです。

(2)「インフルエンザ情報サービス」(中外製薬株式会社)

インフルエンザの予防や治療法を紹介しています。各地の流行状況を示した流行レベルマップや各都道府県の救急医療情報サービスへのリンクもあり、病院検索にも活用することができます。

(3)「アスクムーン女性の医学」(エムスリー株式会社)

女性向けに基礎体温管理サービスなどを提供する携帯電話用サイトです。月額 315 円で、女性の病気に関する Q&A が充実しており、医師への質問コーナーもあります。

自治体も情報発信

東京都台東区では、サイトで参加者を募集して「筋力向上トレーニング教室」を開いています。週2回2時間のコースで、参加料は1回200円です。手頃な費用でトレーナーの本格的な指導を受けられることもあり、喜ばれているようです。

健康のためはもちろんのこと、家計における医療費を削減するためにも、まずは地元の自治体のサイトなどをチェックしてみるのもいいのではないのでしょうか。

2. 「雇止め」に関するトラブルを回避するには

増加する「雇止め」をめぐるトラブル

期間を定めて締結した労働契約（有期労働契約）においては、契約更新の繰返しにより一定期間雇用を継続したにもかかわらず、突然、契約更新を行わず期間満了をもって退職させる等の、いわゆる「雇止め」をめぐるトラブルが増加し、裁判で争われる事案が増えています。トラブルを回避するにはどのようなことに注意すればよいのでしょうか。

書面による明示が大切

有期労働契約のトラブルに対応するため、厚生労働省では、労働基準法に基づいて「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」を策定しています。項目は、(1)「契約締結時の明示事項等」、(2)「雇止めの予告」、(3)「雇止めの理由の明示」、(4)「契約期間についての配慮」となっています。

使用者は、有期契約の労働者に対して契約締結時に契約更新の有無を明示しなければならず、「契約を更新する場合がある」と明示したときは、契約を更新する場合又はしない場合の判断基準を明示しなければならないとしています。

また、明示した内容を契約締結後に変更する場合は、速やかにその内容を明示しなければなりません。これらの事項については書面により明示することが望ましいとされています。

有期労働契約の期間

有期労働契約を締結する場合、その期間の長さについて労働基準法で上限3年（原則）という定めがあります。1年以上の契約を締結した場合は、労働契約期間の初日から1年を経過した日以後において、労働者は、使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができます。

労働契約法の適用も

労働契約法は、有期契約労働者にも適用され、(1)やむを得ない事由がない場合に契約期間満了までの期間において解雇ができないこと、(2)契約期間を必要以上に短い期間として反復・更新しないようにすること、等が規定されています。

また、締結等の基本ルールとして、(1)労働契約の締結や変更にあたり労働者に契約内容についてきちんと説明を行うこと、(2)労働契約の内容についてできる限り書面により確認することとされています。



3. 今後法制化される「受動喫煙防止対策」「メンタルヘルス対策」

労働政策審議会が報告書（案）を発表

12月中旬に、厚生労働省の労働政策審議会（安全衛生分科会）から、「今後の職場における安全衛生対策について（報告）」の案が発表されました。

この中には、「受動喫煙防止対策の抜本的強化」「メンタルヘルス対策の推進」など、企業に少なからぬ影響を与える内容が盛り込まれており、今年の通常国会に、この内容を基にした労働安全衛生法の改正案が提出される見込みです

以下では、この報告書（案）の主な内容をご紹介します。

職場における受動喫煙防止対策の抜本的強化

受動喫煙の有害性に関する知識の普及、受動喫煙防止に関する労働者の意識の高まり等を踏まえて、一般の事務所・工場等については、全面禁煙や空間分煙とすることを事業者の義務とすることが適当である、としています。

また、飲食店、ホテル・旅館等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所についても、労働者の受動喫煙防止という観点からは、全面禁煙や空間分煙の措置をとることを事業者の義務とすることが適当である、としています。

しかし、顧客の喫煙に制約を加えることで営業上の支障が生じ、全面禁煙や空間分煙を行うことが困難な場合には、当分の間、可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることを事業者の義務とし、具体的には、換気等による有害物質濃度の低減等の措置をとることとし、換気量等の基準を達成しなければならないこととすることが適当である、としています。当面は、国による指導を中心に行うこととし、罰則は付さないこととする、としています。

職場におけるメンタルヘルス対策の推進

近年、職場におけるメンタルヘルス不調者の増加が大きな社会問題となっているのは周知の通りです。

今後の事業者の取組みとして、医師が労働者のストレスに関連する症状・不調を確認し、この結果を受けた労働者が事業者に面接の申出を行った場合、現行の長時間労働者に対する「医師による面接指導制度」と同様、事業者が医師による面接指導および医師からの意見聴取等を行うことを事業者の義務とする新たな枠組みを導入することが適当である、としています。

なお、ここでいう「新たな枠組み」では、個人情報保護の観点から、医師（ストレスに関連する症状・不調の確認を行った医師）は、労働者のストレスに関連する症状・不調の状況および面接の要否等の結果について、労働者に直接通知することとする、としています。

4. 私の本棚より～今月は、“人を活かす経営”です～

今月ご紹介する本は、松下幸之助さんの「人を活かす経営」です。松下幸之助さんといえば、日本の誇る名経営者です。本の中には、

何のために企業経営をするのか、その企業経営の使命というものがハッキリしている、そしてそれが企業で働く人びとすべてに把握されている、これが何よりも大事だと思う

一つの集団、一つの会社が、好ましい姿で力強い活動を続けていくためには、やはり何らかの規則、決まり、心得といったものをハッキリと明文化して、それをお互い一人ひとりがくり返しかみしめていくことも、非常に大切なことの一つだと思うのである（國本注：これは就業規則に通ずると思います）等今の時代でも通じる言葉がたくさんありました。

時代が変われば、商品もサービスも商売方法も変わります。しかしそれでも、根本となる思想は（理念や考え方等）は、いつの時代も変わらないのだなと感じます。



～所長のひとこと～書き初めをしました！

去る1月12日のことですが、柳井市倫理法人会モーニングセミナーで書き初めを行いました。そこで私が書いたのが、“一日一生”の言葉です。

この言葉に込めた意味は、

- ・一日を一生懸命生きていこう
- という意味と、そしてもう一つが、
- ・その日一日を自分の一生のつもりで悔いなく生きていこう
- という意味です。

書き初めで誓ったからには、これに背くわけにはいきません(笑)。一日一日が、自分にとっての一生。そのつもりで、お客様へのサービスに徹したいと考えております。

このように達筆に書ければ良いのですが・・・

一日一生

社労士（企業労務よろず相談所・就業規則コンサルタント・助成金受給サポーター・年金アドバイザー）國本豊は、以下の業務を行うことで、地域の事業主様をサポートいたします！

（以下は顧問契約先へのフルサポートですが、単発の相談も喜んでお受けいたします）

・ **就業規則の作成**

（プロが作る就業規則です。会社の発展、社員の安心感につながる規則を作成します。法改正にも随時対応します）

・ **労働保険、社会保険手続き**

労働保険年度更新（7月） 社会保険算定基礎届（7月） 36協定作成届出（定時） 労災事故手続き
1年単位変形労働時間届（定時） 介護保険料変更、控除額お知らせ（3月） 雇用保険料率変更お知らせ
（4月）

健康保険料、厚生年金保険料変更、控除額お知らせ（9月） 入社・退職社員様に関わる保険関係届
一括有期事業開始届提出（翌月10日まで） 年金相談 等

・ **情報発信、相談業務**

労働基準監督署の調査対応 御社に役立つ助成金情報があれば、ご提案します

土日朝夜問わず雇用に関するお困り事の電話、メール相談をします。もちろん、訪問相談もいたします

給与改定時ご連絡いただければ給与台帳を拝見し、社会保険料算出、月額変更等の確認をします

御社に役立つ有効情報をタイムリーに発信、ご提案します 毎月1回人事労務ニュースを持参（又は発送）します

くにもとゆたか

國本 豊 社会保険労務士事務所

〒742-0034 柳井市余田1310

TEL 0820 24 6886（外出中も転送をかけておりますので、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。）

FAX 0820 24 6886 ホームページ <http://k-sr.jp>

御相談、お待ちしております！



公的活動（山口商工会議所エキスパート登録。財団法人やまぐち産業振興財団専門家登録。

柳井商工会議所青年部所属。一般事業主行動計画 計画策定支援アドバイザー。柳井市倫理法人会会員）

講演、メディア出演等～KRYラジオ「おはようKRY」電話出演（平成20年3月）、FM山口「ザ・ムーブマン」に出演（平成21年11月）、柳井ライオンズクラブにて講演（平成22年11月）、柳井市倫理法人会モーニングセミナー講師（2回）